

## 生徒会会則

### 第1章 名 称

第1条 この会は陽和中学校生徒会という。

### 第2章 目 的

第2条 この会の目的は、学校生活を楽しく明るくするとともに、良き市民となるための教養を高めることにある。

### 第3章 会 員

第3条 この会の会員は、桑名市立陽和中学校の生徒で構成する。

### 第4章 総会・議会

第4条 総会は、年間1回の定例総会を開き、会則等の審議を行う。しかし、諸般の事情により、生徒総会を行えない場合は、学級討議を経て、議会で決議することとする。また、必要に応じて臨時総会を開く。

第5条 議会は役員と議員の出席のもとに開催される。なお、必要に応じて各委員長の出席を認めることもある。

第6条 原則として議会は月1回の定例議会を開く。

第7条 議会は、学校生活の目的に合う事案を定める。

第8条 議員は各学級より男女1名ずつ、前・後期それぞれで選出される。なお、原則として会長・副会長・執行委員・委員および級長・副級長・書記との兼任は認めない。

### 第5章 役 員

第9条 この会には、会長1名、副会長1名、執行委員3名の役員をおく。また、図書・生活福祉・保健体育・環境美化・視聴覚の各委員長および副委員長1名ずつをおく。なお、各委員長は、必要に応じて議会に出席することができる。

第10条 会長は、会の執行者として議会の意図を実行する。

第11条 副会長は、会長の仕事を補佐する。また、必要に応じて会長に代わることがある。

第12条 生徒会役員は次の仕事を行う。

記録を作り保管すること。

決議を掲示すること。

通信文の発信と受理を行うこと。

第14条 これらの役員は、原則として週1回以上の会合を開く。なお、必要に応じて臨時議会を開くことができる。

第15条 会長・副会長・執行委員は任期を1年間とし、学級の承認を得て立候補することができる。改選は1年に1度、10月に会員による一般投票によって行われる。なお、再選を妨げない。

第16条 委員長は任期を1年間とし、10月に、該当委員により互選される。

### 第6章 委 員 会

第17条 この会は、次の5委員会をもち、生徒会から委任された事項を行う。

\*図書委員会は、図書室の運営と本の管理、読書の推進を行う。

\*生活福祉委員会は、校内の生活規律に関する活動や福祉活動に努め、具体的な生活目標の設定を行う。

\*保健体育委員会は、体育用具の管理、全生徒の健康衛生管理や健康面に関わる活動を行う。

\*環境美化委員会は、清掃指導、清掃用具の管理等、校内の美化に関する活動を行い、花壇の管理等、生活環境の整備を行う。

\*視聴覚委員会は各種活動や行事における放送を担当し、掲示物の管理、昼食時の放送、集会の運営を行う。

第18条 委員会は各学級より指定の人数ずつ選ばれた委員によって構成される。(図書委員・視聴覚委員各名、生活福祉委員・環境美化委員各2名、保体委員男女1名ずつ)ただし、前期委員会については、指定の人数に前年度後期委員長を加えて構成される。なお、原則として委員の、執行部・三役会および他の委員との兼任は認めない。

第19条 議会が必要と認めた場合には、特別委員会をおくことができる。

第20条 委員会は、会長の命に従って、会の業務を補佐する。

第21条 各委員会は、原則として月1回の会合を開く。

#### 第7章 級長会

第22条 該当学年に関係した問題に関しては、級長会で処理することができる。

第23条 級長会は、話し合われる議案によって、委員長、副委員長、生徒会役員等の出席を要請することができる。

#### 第8章 学級会

第24条 各学級は、月1回以上の学級会を開き、生徒議会または学年会等に提出する議案審議を行う。

#### 第9章 財政

第25条 この会の財政は生徒活動費によってまかなわれる。

#### 第10章 顧問

第26条 この会の運営には、生徒会担当顧問の指導を受ける。

#### 第11章 最高の決定権

第27条 この会で決定した議案は、生徒会顧問を通じて学校長に報告し、承認を受ける。

#### 第12章 会則の改正

第28条 この会則を改正するときには、議会にて議員の3分の2以上の承認を受け、総会等にて全会員の2分の1以上の賛成が必要となる。その後、学校長の許可を得て施行する。

#### 第13章 会則の発効

第29条 この会則は、昭和40年4月1日より施行される。

#### 付 則

- ・一部改正(平成14年1月22日)
- ・生徒会役員の役職名変更に伴い、生徒会会則第5章第13条を削除(平成20年4月1日)
- ・生徒会組織の変更(平成30年4月1日)
- ・実行委員会再編に伴い、委員会の名称、役割、組織図を変更(令和3年4月1日)

## 生徒会役員選挙規定

### 第1章 生徒会選挙管理委員会

第1条 選挙管理委員は、選挙の公示前に2名選出する。

第2条 選挙管理委員が生徒会役員に立候補する場合は、選挙管理委員を辞任しなければならない。なお、その際には学級内で代理を立てる。

第3条 選挙管理委員は、生徒会役員の選挙応援を行う場合は、選挙管理委員を辞任しなければならない。なお、その際には学級内で代理を立てる。

### 第2章 生徒会選挙管理委員会

第4条 選挙管理委員会は、第1条に基づく委員によって構成され、委員長と副委員長をおく。

第5条 選挙管理委員会は生徒会役員の選挙事務を行う。

第6条 生徒会役員に欠員が出た場合には、補欠選挙を行う。